

伯耆町子ども・子育て会議の概要

1. 会議名称 伯耆町子ども・子育て会議
2. 設置根拠 伯耆町子ども・子育て会議条例（裏面参照）
3. 所掌事務 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる次の事務に関し、町長に意見を述べること。

- ①特定教育・保育施設（保育所，幼稚園，認定こども園）の利用定員の設定に関する事
- ②特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関する事
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し，必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること

4. 委員任期 2年
5. 今年度の会議開催スケジュール

	子ども・子育て会議	計画策定	ニーズ調査
6月	第1回（計画進捗状況、 ニーズ調査票審議）		調査票作成
7月			調査票送付・回収
8月		人口推計・ 見込み量算出	調査結果集計
9月	第2回（ニーズ調査結果、 見込み量審議）		
10月			計画素案作成
11月	第3回（計画素案審議）		
12月			計画案修正 パブリックコメント
1月		計画案修正	
2月	第4回（計画案最終審議）		
3月		計画完成 議会説明 県提出	

伯耆町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。